## 令和 6 年度 川口市地域共生社会推進計画

# 評価報告書【案】



令和7年3月

川口市

## 目的

本報告書は、令和6年3月に策定した川口市地域共生社会推進計画に基づく評価報告書として作成した もので、当該計画の体系をベースに、基本目標及び施策単位での目標達成状況と課題を報告するもので す。

#### 川口市地域共生社会推進計画

本計画に基づく施策の進捗状況を把握するとともに、本計画全体の成果についても点検・評価することが重要であることから、EBPM(証拠に基づく政策立案)に基づき、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)のPDCAサイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

本報告書はこのサイクルの評価(Check)を目的としています。

#### 報告対象期間

令和6年度(令和6年4月1日 ~ 令和7年2月28日)

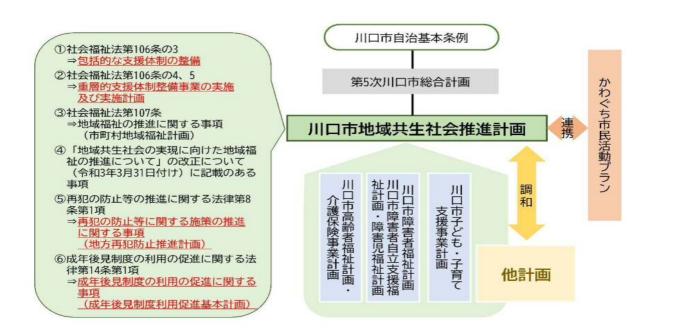
## 目次

川口市地域共生社会推進計画について	1
計画の位置づけと進行管理	2
計画の概要	3
川口市地域共生社会推進計画の施策体系	4
基本目標の達成状況について	5
基本目標1 包括的な支援体制の整備及び充実	6
基本目標4 生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備	8
基本目標達成のための施策の達成状況について	10
基本目標達成のための施策の達成状況について	10
基本目標達成のための施策の達成状況について 川口市成年後見制度利用促進計画について	10
川口市成年後見制度利用促進計画について	2 4
川口市成年後見制度利用促進計画について 計画の概要	<b>24</b>
<b>川口市成年後見制度利用促進計画について</b> 計画の概要 取組内容	<b>2 4</b> 2 5 2 6

# | |川口市地域共生社会推進計画 について

## 計画の位置づけと進行管理

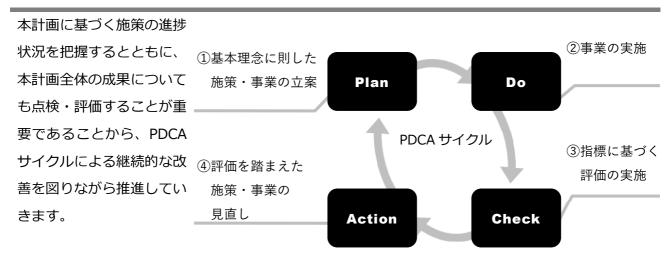
#### 位置づけ



#### 

地域福祉に関する事項や川口市地域共生社会推進計画の策定や推進に関する事項を調査審議し、その結果を市長に提言します。

#### 進行管理



## 計画の概要

#### 川口市地域共生社会推進計画

#### ■ 計画の目的

社会福祉法(昭和二十六年法律第 45 号)第 107 条を根拠とし、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

#### 社会福祉法第107条

- 1. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5. 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

#### ■ 計画の期間



#### ■ 評価指標の設定

本計画では、社会情勢等を踏まえた機動的な施策の見直しを行うために基本目標と施策に定量的な目標 (KPI:重要業績評価指標)を設定します。また、評価は目標に対する達成度合に応じて客観的に評価 したうえで、その結果を川口市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に毎年度報告します。

なお、目標に対する達成度合に応じて、次のとおり、S・A・B・C・Dの5段階で評価を実施します。

定量的な目標(KPI)に対して

S:120%超

A:100~120%程度

B:80~100%程度 C:50~80%程度

D:50%程度

## 施策体系

## 基本理念

## 全ての人が、役割と生きがいを持ち、つながり・支え合いながら 安心して暮らし続けられるまち

	基本目標	施策
1	包括的な支援体制の整備及 び充実	<ul><li>▶属性(高齢・障害など)別から属性を問わない相談支援へ</li><li>▶支援の申請を待つ「受動型」から「能動型」支援へ</li><li>▶地域の共生と交流の推進</li><li>▶孤独・孤立を解消する体制整備</li></ul>
2	高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくり・地域包括ケアシステムの発展	<ul><li>♪ 介護予防・フレイル対策の充実</li><li>♪ 高齢者の生きがいと安全安心な暮らしを支える施策の充実</li><li>♪ 介護サービスの基盤整備と介護保険事業の持続可能性の確保</li><li>▶ 在宅医療と在宅介護の連携強化</li></ul>
3	障害の有無にかかわらず、誰もが地域で支え合い、元気に 安心して暮らせるまち	<ul> <li>▶ 障害者の権利擁護の充実と共助の取組の強化</li> <li>▶ 障害者の暮らしを支える基盤の充実</li> <li>▶ 社会参加の充実</li> <li>▶ 障害児とその家庭への支援の充実</li> <li>▶ 保健・医療体制の充実</li> <li>▶ 障害者にとって安全・安心のまちづくり</li> </ul>
4	生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備	<ul><li>▶ 生活困窮世帯の就労支援の充実</li><li>▶ 生活保護世帯の自立に向けた就労支援の充実</li><li>▶ 生活保護世帯の健康維持・医療扶助の適正化</li></ul>
5	全ての子どもが健やかに成長できる体制づくり	<ul> <li>▶ 子育てと就労を安心して両立できる環境づくり</li> <li>▶ 全ての家庭が楽しく子育てをするための支援の充実</li> <li>▶ 心身の健やかな成長の支援</li> <li>▶ 個性を伸長する教育と次世代育成</li> <li>▶ 子育て・子育ち参加の意識啓発と実践</li> <li>▶ 様々な状況にある子育て家庭への支援</li> </ul>



# 基本目標の達成状況 について

#### 基本目標 1

## 包括的な支援体制の整備及び充実

評価	評価の理由
В	世代属性を問わない交流の場の数が目標値に達していないものの、世代・属性を問わない交流の場を設置することやつながりサポーターの養成、移動販売に関する民間事業者との連携協定等、孤独・孤立対策として一定の成果を上げることができたため。

成果指標	現状 R5	目標 R6	実績 R6	目標 R7	目標 R8
「孤独感・孤立感」の市民意識調査において①「自分には人との付き合いがないと感じる」②「自分は取り残されていると感じる」③「自分は他の人たちから孤立していると感じる」における「常にある」の回答割合	①13.9% ②3.0% ③3.5%	-	-	-	前回調査より減少
包括的相談支援事業所におけ る他分野相談受付数	_	34 件	41 件	68 件	136件
アウトリーチ等を通じた継続 的支援事業における支援員の 配置数	1人	3人	3人	4人	5人
世代・属性を問わない交流の場の数	32 か所	52 か所	46 か所	72 か所	92 か所

「孤独感・孤立感」の市民意識調査において①「自分には人との付き合いがないと感じる」②「自分は取り残されていると感じる」③「自分は他の人たちから孤立していると感じる」における「常にある」の回答割合

の回答割合					
評価	В	目標 (R 6)	_	実績	_
取組内容	川口市みんなの ●ウエルシア 創出による居場 ●市内の見守り ●世代・属性を ョンを実施した ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	と問わない交流の場合 D居場所設置支援助 薬局株式会社と連携 場所づくりを実施し D体制の強化のため を問わない居場所作 このび給食共同献立 合計画のための市成 人との付き合いが必感 D人たちから孤立し	成金事業を実施し 協定を締結し、移 た。 、つながりサポー りを促進する目的 表に相談窓口に係 意識調査結果報告 いと感じる」 1 じる」 2.8%	た。 動販売による地域 -ター養成講座を iとして、地域づく なる案内記事を掲載 :書 1.3%	はコミュニティの 尾施した。 じりトークセッシ

包括的相談支援事業所における他分野相談受付数								
評価	Α	目標 (R6)	34 件	実績	41 件			
取組内容	連絡会を開催し ●多機関協働	包括支援センター等 し、研修や事例共有 事業が包括的相談支 を紹介するとともに 爰を行った。	、意見交換を実施 援事業所へ訪問し	iした。 ,、複雑化・複合化	ごした支援ニーズ			

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における支援員の配置数							
評価	Α	目標 (R 6)	3人	実績	3人		
「複雑化・複合化した支援ニーズがあり、特定の分野が単独で支援することが困難な者・世帯」や「支援が届いていない者・世帯」に対して信頼関係の構築を目指し、支援員を3人配置した。							

世代・属性を問わない交流の場の数							
評価	В	目標 (R6)	52 か所	実績	46 か所		
取組内容	●川口市みんなの居場所設置支援助成金事業を利用し7か所設置。						

#### ○今後の取組

#### 令和7年度

- ●孤独・孤立対策の施策検討にあたり、「川口市人々のつながりに関する基礎調査」を実施する。(対象者 1,500 人)
- ●世代や属性を問わない交流の場を新たに設置する団体を増やすため、川口市みんなの居場所設置支援助成金事業を継続する。
- ●つながりサポーター養成講座を一般市民向けに実施する。
- ●地域ニーズを踏まえ、移動販売車の停留場所を精査し、コミュニティの創出を図る。 令和8年度
- ●庁内包括化推進員数の配置を納税分野、水道分野まで広げ、24名を目標とする。
- ●包括的相談支援事業所連絡会及び包括的相談支援事業所への訪問を継続する。

#### 〇課題

- ●本市におけるひきこもり等孤独・孤立状態になっている方の実態が把握できていないため、効果的な支援の内容が不明確である。
- ●継続的な居場所づくりを実施していくために、各団体に対して、居場所を立ち上げ後もフォローアップが必要である。
- ●移動販売事業において、停留箇所によっては、利用者数に差があるため、停留場所の精査が必要である。

## 基本目標 4

## 生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備

評価	評価の理由
В	自立相談支援事業の利用者数の掘り起こしや健康診査受診率において、課題が見られるものの就労自立による生活保護廃止世帯数は一定の成果を上げることができたため。

成果指標	現状 R5	目標 R6	実績 R6	目標 R7	目標 R8
自立相談支援事業による就労 支援プラン対象者の就職者数	135人	329 人	81 人	437人	437人
就労自立による生活保護廃止 世帯数	89 世帯	96 世帯	85 世帯	103 世帯	111 世帯
糖尿病性腎症重症化予防指導の実施対象者における、顕性腎症期(Ⅲ)から腎不全期(Ⅳ)への移行者数	_	0人	0人	0人	0人

自立相談支援事業による就労支援プラン対象者の就職者数							
評価	С	目標 (R6)	329 人	実績	81 人		
取組内容		こ応じて就労支援プ などの就労支援を行					

就労自立による生活保護廃止世帯数							
評価	А	目標 (R6)	96 世帯	実績	85 世帯		
取組内容		各就労支援事業に加え、現業員(CW)が定期家庭訪問等を通じて就労指導を行った。また、就労自立による保護廃止の際に支給される就労自立給付金の説明を徹底した。					

糖尿病性腎症重症化予防指導の実施対象者における、顕性腎症期(II)から腎不全期(IV)への移行者数							
評価	А	目標 (R6)	0人	実績	0人		
取組内容 レセプトデータの分析により、糖尿病性腎症の該当者を抽出した。該当者 30 名のうち、同意が得られた 29 名に対し、委託先の保健師による保健指導(面談を 2 回、架電による経過確認を 4 回)を実施した。生活習慣等の改善により進行を抑制させるため、保健指導後も担当ケースワーカーより随時、健康状況を確認した。							

#### ○今後の取組

- ●被保護者の医療機関の受診状況・健診受診結果などの情報を担当ケースワーカーと医療担当間で共有し、就労自立を目指す者への健康管理支援や健康状況が改善した者への就労支援など、効果的な支援に繋げていく。
- ●自立相談支援事業担当と生活保護担当間で対象者の情報を共有し、対象者が必要とする支援を早期 に受けられる体制を整備していく。

#### ○課題

●生活困窮者は、失業などの就労面だけではなく、健康面など複合的な課題を抱える場合が多いため、対象者が抱える課題を明確にしたうえで、組織横断的に対象者への支援に取り組んでいく必要があるが、現状は各部門が独立的に支援に取り組んでおり、組織的な情報共有・連携が課題である。



# 基本目標達成のための施策 について

## 施策一覧

基本目標を達成するための施策を掲載しています。

基本目標 1	施策(1)属性(高齢・障害など)別から属性を問わない相談支援へ 施策(2)支援の申請を待つ「受動型」から「能動型」支援へ 施策(3)地域の共生と交流の推進 施策(4)孤独・孤立を解消する体制整備
基本目標 2	「基本目標 2 高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくり・地域包括ケアシステムの発展」における各施策については「第 9 期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」と連動していることから、川口市介護保険運営協議会において評価をするため割愛いたします。
基本目標3	「基本目標 3 障害の有無にかかわらず、誰もが地域で支え合い、元気に安心して暮らせるまち」における各施策については「川口市障害者福祉計画(令和 6~11 年度)・第 7 期川口市障害者自立支援福祉計画(令和 6~8 年度)・第 3 期川口市障害児福祉計画(令和6~8 年度)」と連動していることから、川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において評価をするため割愛いたします。
基本目標 4	施策(1)生活困窮世帯の就労支援の充実 施策(2)生活保護世帯の自立に向けた就労支援の充実 施策(3)生活保護世帯の健康維持・医療扶助の適正化
基本目標5	「基本目標 5 全ての子どもが健やかに成長できる体制づくり」における各施策については 「第 2 期川口市子ども・子育て支援事業計画」と連動していることから、川口市社会福祉 審議会児童福祉専門分科会において評価をするため割愛いたします。

## 基本目標 1

## 包括的な支援体制の整備及び充実

## 施策 1

## 属性(高齢・障害など)別から属性を問わない相談支援へ

評価指標	現状 R5	目標 R6	実績 R6	目標 R7	目標 R8
庁内包括化推進員数	15人	17人	17 人	20人	24 人
支援プラン作成数	8 件 (見込)	13 件	10 件	18件	23件
多機関協働事業主催ケース会 議数(重層的支援会議含む)	47 件 (見込)	62 件	54 件	77 件	92 件

庁内包括化推進員数							
評価	А	目標 (R 6)	17人	実績	17人		
取組内容	令和6年6月に庁内包括化推進員会議を開催し、本市における地域共生社会の実現に						

支援プラン作成数							
評価	С	目標 (R6)	13 件	実績	10 件		
取組内容	世帯におけるキーパーソンとなる相談者や対象者との信頼関係を構築し、毎月平均1件の支援プランを作成し、支援対象者に適切な支援をした。						

多機関協働事業主催ケース会議数(重層的支援会議含む)							
評価	В	目標 (R6)	62 件	実績	54 件		
取組内容	重層的支援会議は月平均2回、個別の支援会議については月平均3回開催し、福祉分						

#### ○今後の取組

#### 令和7年度

- ●庁内包括化推進員については国民健康保険分野を加えて20名とする。
- 3 4事業所の職員を対象に包括的相談支援事業所連絡会を開催し、研修や事例共有、意見交換を実施する。また、包括的相談支援事業所へ訪問し、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例を紹介するとともに複雑化・複合化した課題を有する事案を事業所から引き上げて支援を行う。

#### 令和8年度

- ●庁内包括化推進員数の配置を納税分野、水道分野まで広げ24名とする。
- ●庁内担当課との連携に加えて、包括的相談支援事業所連絡会の開催及び包括的相談支援事業所への 訪問を継続する。

#### ○課題

- ●研修などを実施していても庁内の窓口においては、断らない受け止めの意識はまだ充分ではない。
- ●支援プラン作成数、多機関協働事業主催ケース会議数が目標値に達しておらず、多機関協働事業の 役割を34か所の相談支援機関に周知し、多機関協働事業へのつなぎを促進することが必要である。

## 施策 2

## 支援の申請を待つ「受動型」から「能動型」支援へ

評価指標	現状 R5	目標 R6	実績 R6	目標 R7	目標 R8
関係会議体への参加回数	87 回(見込)	90 回	78 回	90 回	90 回
支援会議での新規情報のモニ タリング	企画・検討	実施	実施	継続	継続

関係会議体への参加回数							
評価	В	目標 (R6)	90 回	実績	78 回		
取組内容							

支援会議での新規情報のモニタリング								
評価	А	目標 (R6)	実施	実績	実施			
取組内容	令和6年8月から、支援対象者からの同意が得られず専門機関が介入できていない							

#### ~今後の取組と課題~

#### ○今後の取組

#### 令和7年度

スクールソーシャルワーカー等教育分野との一部連携はできているものの、相談支援体制をより強化するために教育分野の会議体への参加をする。

#### 令和8年度

関係会議体への参加を継続する。

#### ○課題

関係会議体への参加回数が目標値に達しなかった。

支援対象者の件数が積み重なっているが、信頼関係の構築には時間を要するため、長期的に有効な支援策を検討することが必要である。

## 施策 3

## 地域の共生と交流の推進

評価指標	現状 R5	目標 R6	実績 R6	目標 R7	目標 R8
ボランティア講座修了者数	20人	30 人	28人	30人	35 人
フードドライブ設置数	0 か所	20 か所	4 か所	30 か所	40 か所
民生委員・児童委員の定員充足率	93.8%	94.9%	94.3%	95.3%	95.6%
保護司の定員充足率	92.1%	92.1%	92.9%	92.1%	92.9%
見守り活動に関する協定締結 数	12 件	14 件	14 件	15 件	16 件

ボランティア講座修了者数								
評価	В	目標 (R6)	30 人	実績	28人			
取組内容	(R6)							

フードドライブ設置数									
評価	D	目標 (R6)	20 か所	実績	4 か所				
取組内容	令和6年9月2 令和6年10月 令和6年10月 令和6年12月	2 4日(木) 第 1 4日(土) 第2	7回川口健康フェ 3回ボランティア 43回川口市社会 26回川口市障害	スティバル 7見本市	•				

民生委員・児童委員の定員充足率									
評価	В	目標	94.9%	実績	94.3%				
取組内容	●これまでの周	印に加え、広報紙	動をサポートする や F Mかわぐちな 町会・自治会の推	にど 周知の機会を地	曽やした。				

保護司の定員充足率								
評価	А	目標	92.1%	実績	92.9%			
取組内容	を増やした。		ホームページの充					

見守り活動に関する協定締結数									
評価	А	目標	14 件	実績	14 件				
取組内容	●窓口や訪問先	での利用者の異変	結事業者のこれま について、早期発 青木信用金庫と紙	見を目的とした見					

#### ○今後の取組

#### 令和7年度

- ●地域支援ボランティア養成講座の広報を強化する。
- ●地域支援ボランティア養成講座の修了者のボランティア活動を支援する。●市のイベントにあわせたフードドライブは継続するとともに、企業と連携し、常設について試行 し、効果を検証する。
- ●見守り活動協定締結団体の拡充を図る。

#### 令和8年度

- ●地域支援ボランティア養成講座の広報を強化する。
- ●地域支援ボランティア養成講座の修了者のボランティア活動を支援する。
- ●市のイベントにあわせたフードドライブを継続するとともに、常設について試行し、効果があれば 常設実施する。
- ●見守り活動協定締結団体の拡充を図る。

#### ○課題

- ●地域支援ボランティア養成講座の開催内容や方法を検討する必要がある。
- ●フードドライブを常設する際の運用方法を検討する必要がある。

## 施策4

## 孤独・孤立を解消する体制整備

評価指標	現状 R5	目標 R6	実績 R6	目標 R7	目標 R8
ひきこもり等の実態調査	_	企画	企画	調査実施・ 分析	支援手法に 反映
ひきこもりオンラインサロン 開催数	_	1回	1 回	4 🗆	4回
ひきこもり対象者等が安心し て参加できる居場所設置数	_	1 か所	1 か所	2か所	6か所

ひきこもり等の実態調査									
評価	А	目標	企画	実績	企画				
取組内容				影調査では、把握て 先進自治体への社					

ひきこもりオンラインサロン開催数									
評価	А	目標	1 🛭	実績	1 🛭				
取組内容		事者同士の交流の	流会では家族が感 場をオンライン上		•—				

ひきこもり対象者等が安心して参加できる居場所設置数									
評価 D 目標 1 か所 実績 0 か所									
取組内容		し参加できる場は での居場所を設置	未設置である。 (「オンラインラ'	ウンジ <b>"</b> e 場所 <b>"</b> 」)	した。				

#### ○今後の取組

#### 令和7年度

- ●孤独・孤立対策の施策検討にあたり、「川口市人々のつながりに関する基礎調査」を実施する。(対象者 1,500 人)
- ●ひきこもりの対象者等が個々の状況に応じて、安心して参加できる場を設置する。 令和8年度
- ●「川口市人々のつながりに関する基礎調査」結果を踏まえた施策に基づき、個別支援を実施する。
- ●ひきこもりの対象者等が個々の状況に応じて、安心して参加できる場の設置を継続する。

#### ○課題

- ●本市におけるひきこもり等孤独・孤立状態になっている方の実態が把握できていないため、効果的な支援の内容が不明確である。
- ●ひきこもり対象者等が外出して参加できる場が未設置であるが、個別事例に応じた場所の選定について検討し、設置する必要がある。

## 基本目標 4

## 生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備

## 施策 1

## 生活困窮世帯の就労支援の充実

評価指標	現状 R5	目標 R6	実績 R6	目標 R7	目標 R8
自立相談支援事業による新規 相談件数	990 件	1,467 件	793 件	1,944 件	1,944 件
一人ひとりの状況に応じ、自立 に向けた支援プラン作成件数	146 件	733 件	68件	972 件	972 件
自立した生活のためのプラン に就労支援が盛り込まれた対 象者数	146 件	439 件	42 件	583 件	583 件

自立相談支援事業による新規相談件数									
評価	С	目標	1,467 件	実績	793 件				
取組内容			経済的に不安のあ した生活が送れる						

一人ひとりの状況に応じ、自立に向けた支援プラン作成件数									
評価 C 目標 733 件 実績 68 件									
取組内容	相談者の実情に	<b>ぶじ、自立へ向け</b>	た支援プランの作	∈成を実施した。					

自立した生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数									
評価	評価 C 目標 439 件 実績 42 件								
取組内容	- 10.21			労先の検討や応募 までのフォローを					

#### ○今後の取組

自立相談支援事業については、令和5~7年度の3か年長期継続委託契約が満了するため、プロポーザル等を実施する予定である。委託契約事業者と連携して、出張相談会を実施し、自立支援事業の利用者数の掘り起こしに努めるなど、就労支援の充実強化を図る。

#### ○課題

「自立相談支援事業による新規相談件数」については、国の策定する KPI 値を基に算出しているが、同値は過去 5 年の平均値で、コロナ禍で相談者が激増した期間を含むものとなっており、人口 10 万人以上の自治体については、人口 10 万人当たり・1 ヶ月の新規相談件数を 27 件としており、実態と乖離していることから、次回計画策定時においては数値設定の見直しを含め検討していく。(参考)KPI 値の計算式:人口 10 万人当たりの新規受付件数の過去 5 年(H29~R3)の平均数値(14.9【H29】+15.5【H30】+16.2【H31】+51.4【R2】+36.6【R3】)/5≒27 件

## 施策 2

### 生活保護世帯の自立に向けた就労支援の充実

評価指標	現状 R5	目標 R6	実績 R6	目標 R7	目標 R8
福祉・就労支援連携事業(被保 護者)による就職者数	90人	100人	64 人	111人	122人
被保護者就労支援事業による 就職者数	127人	145 人	99 人	164人	183人

福祉・就労支援	連携事業(被保護	者)による就職者	<b>数</b>		
評価	В	目標	100人	実績	64人
取組内容			事務所内に常設窓 介、就労支援セミ		* *

被保護者就労支援事業による就職者数					
評価	В	目標	145 人	実績	99人
取組内容	企業を始めとし	た就労支援に関す	援が必要な被保護 る様々な社会資源 力開発、職業訓網	と連携を図りつて	つ、簡易な就労意

#### ~今後の取組と課題~

#### ○今後の取組

被保護者就労支援事業については令和5~7年度の3か年長期継続委託契約が満了するため、プロポーザル等を実施予定。決定した事業者と連携して、新規で開始した稼動年齢者に対して漏れなく就労支援の同意書をもらい、CWからだけではなく事業者からも就労支援事業への参加を促してもらうなど就労支援の充実強化を図る。

#### ○課題

- ●生活保護世帯は多くの方が疾病・年齢等の就労阻害要因を持ち、各就労支援事業に参加するものの 就労に至らない。
- ●現業員(CW)が社会福祉法に定める標準数に対して2割程度不足しており、就労支援に割く時間を確保することが容易ではなく、すべての就労支援対象者を各就労支援事業につなげることができていない。

## 施策 3

## 生活保護世帯の健康維持・医療扶助の適正化

評価指標	現状 R5	目標 R6	実績 R6	目標 R7	目標 R8
糖尿病性腎症重症化予防のための保健指導実施数	_	30 人	29 人	30人	30 人
治療中断者への受診勧奨により治療を再開した人数	-	40 人	324 人	80人	120人
健康診査受診率	8.4%	20%	9.6%	継続	継続

糖尿病性腎症重症化予防のための保健指導実施数					
評価	В	目標	30 人	実績	29 人
取組内容	同意が得られた		尿病性腎症の該当 託先の保健師によ 。		

治療中断者への	治療中断者への受診勧奨により治療を再開した人数				
評価	S	目標	40 人	実績	324 人
取組内容				診異常値放置者を ₹2回程度)を実施	

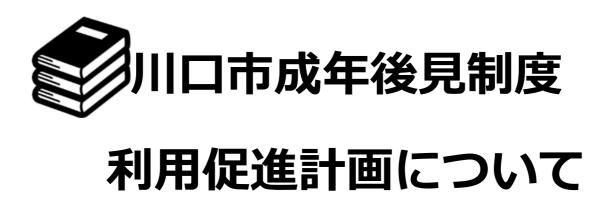
健康診査受診率					
評価	С	目標	20%	実績	9.6%
取組内容	●健康診査に関 等への対応を実	する問い合わせに 施した。 ため、担当ケース	人) へ健康診査受 対してコールセン ワーカーが訪問時	ッターを設置し、対	対象者からの相談

#### ○今後の取組

健康管理支援事業は、高度な専門性が求められるものであり、より効果的な支援を行うため、公募型 プロポーザル方式により委託事業者を選定予定。また、保健部局との連携を密にし、業務に取り組ん でいく。

#### ○課題

- ●被保護者の健康意識の改善と健康診査の受診率のさらなる向上が課題である。
- ●治療中断者への受診勧奨について、毎月受診しているものの、1か月のみ通院しなかった者への勧奨も実施したこともあり、実績値が目標値を大幅に上回る結果となった。今後、受診勧奨対象者の定義については検討の必要がある。
- ●本市の健康診査は、本市に住民票のある 40 歳以上の者が受診できるが、生活保護受給者には住民票が他市にある者や住民票が消除されている者も含まれるため、仮に受診できる者がすべて健康診査を受診しても受診率は 100%にはならない。R5 年度の受診率 8.4%はすべての受給者のうちの割合であり、実際に受診できる受給者の本市健康診査の受診率は 11.1%と、2.7 ポイントの開きがある。受診率の定義及び目標値について、今後検討していく必要がある。



## 計画の概要

#### 川口市成年後見制度利用促進計画

#### ■ 計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に定める市町村成年後見制度利用促進基本計画として位置づけられるもの。

#### 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### ■ 計画の期間



#### ■ 国の成年後見制度利用促進基本計画の3つの基本方針

- ①地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進
  - 単に制度利用者の増加を目的とするのではなく、どの地域においても制度利用を必要とする人が 尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を目指す
  - 本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけ、 権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実を図る
- ②尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善
  - ▶ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用を図る
  - 本人にとっての制度利用の必要性や制度以外の権利擁護支援による対応の可能性を考慮した上で、適切に制度が利用されるよう連携体制等を整備すること
  - 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
  - ▶ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること
  - ▶ 不正防止等の方策を推進すること
- ③司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり
  - ▶ 福祉と司法の連携強化を図る

## 取組内容

計画期間中の取組内容を掲載しています。

- 1. 成年後見センター(中核機関)事業
  - (1) 成年後見制度に関する相談対応及び申立支援
  - (2) 成年後見制度の普及・啓発に関すること
  - (3) 市民後見に関すること
  - (4) 関係機関との連携体制の構築
- 2. 成年後見制度利用支援事業
  - (1) 市長申立て
  - (2) 報酬助成

### 取組内容1

## 成年後見センター(中核機関)事業

成年後見制度	に関する相	談対応及び申立支援
評価	В	
取組内容	て、川口 助言等を また、後 あった場	関係機関からの成年後見制度に関する相談を、成年後見制度の中核機関とし市成年後見センターにて電話・メール、来所、訪問等で受け付け、情報提供や行うとともに、相談内容に応じて関係機関と連携するなど支援を実施した。 見的支援を必要とする本人及びその親族、関係機関等から申立手続きの相談が合、適切な助言を行い、必要に応じて申立書類の作成・受任者調整及び申立続を実施した。

成年後見制度の普及・啓発に関すること			
評価	А		
取組内容	や相談支	制度の普及・啓発とともに正しい理解をしてもらうために、①介護支援専門員援専門員等支援者向けの基礎研修②市内各団体からの依頼に基づく出前講座職団体等に講師を依頼し、市民向け講座の3点を実施した。	

市民後見に関	すること	
評価	А	
取組内容		に暮らす住人として成年後見制度が必要な方と同じ目線で考え、相談し合え 添い型の支援を行う市民後見人の養成研修を行い、活動の場を設けた。

関係機関との	連携体制の	構築
評価	А	
取組内容		の相談業務に携わっている団体や機関が各々の事業内容を把握し、連携を深め めに情報交換会を 2 回実施した。

## 取組内容 2

## 成年後見制度利用支援事業

市長申立て		
評価	В	
取組内容		制度の利用が必要な状況であるものの、本人や親族等による後見等開始の申立 い場合に、本人に代わって家庭裁判所へ後見等開始の審判請求の申立を行っ

報酬助成		
評価	А	
取組内容	成年後見制度を利用している方が、自身の財産状況等から成年後見人等への報酬を支払うことが困難な場合に報酬費用を助成した。	

#### ○今後の取組

支援者向けの研修や出前講座、市民向けの講座の参加人数を増やせるよう開催場所の変更を行う。

#### ○課題

成年後見制度に関する相談は年々増加傾向にあり、内容も複雑多様化している。しかし、前年度より新規相談件数が6%ほどしか伸びていない状況を考えると、成年後見制度の相談窓口である「川口市成年後見センター」の周知を今まで以上に行う必要がある。

## (本) (本) (本)

# 川口市再犯防止推進計画について

## 計画の概要

#### 川口市再犯防止推進計画

#### ■ 計画の位置づけ

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置づけられる もの。

#### 再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止 等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

#### ■ 計画の期間



#### ■ 国の再犯防止推進計画の5つの基本方針

#### ①国・地方・民間の緊密な連携協力の確保

犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。

#### ②切れ目のない指導及び支援の実施

犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止 するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。

#### ③犯罪被害者等の存在を十分に認識して実施

再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。

#### ④社会情勢等に応じた効果的な施策の実施

再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に 応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直し を行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。

#### ⑤広報等による国民の関心と理解の醸成

国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

## 取組方針

計画期間中の取組方針を掲載しています。

①就労の確保支援
②住居の確保支援
③学校と連携した学び、就学支援の充実
S民間協力者の活動の促進
⑥広報・啓発活動の推進

就労の確保支援		
評価	В	
取組内容	●川口市生活自立サポートセンターにて、八ローワークと連携しながら、就労相談を継続して実施した。 ●協力雇用主の拡充を目指し、川口商工会議所の広報誌に募集記事を掲載した。	

住居の確保支援		
評価	С	
取組内容	●継続的に市営住宅の情報提供を実施した。 ●居住支援法人に関わる研修に保護司が参加したことにより、連携支援の必要性が認識できた。	

学校と連携した学び、就学支援の充実		
評価	В	
取組内容	た。 ●市内小	会が主催する青少年保護育成公開ケース研究会の開催支援を継続的に実施し中学校の生徒を対象に「社会を明るくする運動作文コンテスト」を実施した。 員会において、小中学生や保護者からの相談を行った。

保健医療・福祉サービスの利用の促進		
評価	А	
取組内容	重層的支援体制整備事業が本格実施となり、包括的な相談支援体制が構築され、各相談 支援機関と連携を図り、対象者の状況に応じた適切な支援を行った。	

民間協力者の活動の促進		
評価	А	
取組内容	<ul><li>●地区保護司の充足率が90%を超えた。</li><li>●川口地区保護司会が主催する諸活動が円滑に進むように支援を行った。</li></ul>	

広報・啓発活動の推進		
評価	С	
取組内容	これまでの周知活動に加えて、「社会を明るくする運動」について、市内掲示板、FM 川口、キャスティビジョン、学校給食広告等、周知の機会を拡充し広報活動を積極的に行った。	

#### ○今後の取組

- ●保護司と居住支援法人等との連携をより促進するために、保護司に対し説明の場を設ける。
- ●「社会を明るくする運動」中央大会の来場者数を50名増加させる。
- ●協力雇用主の拡大・制度周知のため、川口商工会議所、川口鋳物工業協同組合その他幅広い部門に働きかけを行う。
- ●協力雇用主を市表彰の審査基準の対象とする。
- ●保護司の退任者が増えることが予想されるため、退職予定の市職員に対し、保護司制度の周知、働きかけを行う。

#### ○課題

- ●「社会を明るくする運動」及び再犯防止における民間協力者の認知度が低い。
- ●保護司のなり手が不足している。

## 令和 6 年度 川口市地域共生社会推進計画 評価報告書

編集・発行 川口市 福祉部 福祉総務課

発行日 令和7年 月

〒332-8601

所在地 埼玉県川口市青木 2 丁目 1 番 1 号

電話 048-259-7929

FAX 048-255-3188

メール 083.01000@city.kawaguchi.saitama.jp